

山ノ内町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務
仕様書

1. 業務名

山ノ内町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

3. 目的

国や県の動向、山ノ内町高齢者の状況等を的確に把握し、山ノ内町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、山ノ内町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。なお第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

4. 業務内容

国の基本方針及び、県・山ノ内町の各種施策等との整合性を図り、第10期計画の策定に係る各種支援業務を行う。業務内容は、次に挙げる内容を基本とするが、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知の内容によっては、変更が生じることがある。

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、山ノ内町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、山ノ内町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 給付実績集計・分析の実施

山ノ内町が提供する国保連給付実績データ等を活用し、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。分析においては、地域包括ケア「見える化」システム等を使用し、作業を行う。

(3) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる将来人口および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとり

まとめを行い、評価を行う。

(5) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び山ノ内町の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを山ノ内町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(7) 介護保険事業運営委員会の運営支援

計画内容を審議するために開催される介護保険事業運営委員会（4回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス、議事要旨作成等の支援を行う。

(8) 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を鑑みながら策定することが必要であり、また地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることがある。受託業者は本計画の策定に関する情報を適宜提供すること。

(9) 介護保険関係法律改正・制度変更支援

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定する上でも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。

5. 成果品

- ・山ノ内町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 電子データ
- ・先進事例提供資料、法律改正関連資料等のデータ

※ 上記資料はすべて町に帰属するものとし、作成された計画書等のデータの著作権は山ノ内町に帰属する。

6. 支援実績

本業務において、専門的な立場で高齢者福祉・介護保険施策について提言をすることができる受託者を配置するものとする。

また本業務では、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討

された計画づくりを考慮する必要があるため、受託者は、過去 5 年以内に山ノ内町と同等規模以上の自治体の同種又は類似の業務実績を有することとする。

なお、本業務の着手前に上記実績を証明する書面（発注自治体名など）山ノ内町に提出する。※実績の証明として契約書の写しの提出を求める場合がある。

7. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ山ノ内町と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、山ノ内町と協議の上、本業務内容を変更することができる。

以上